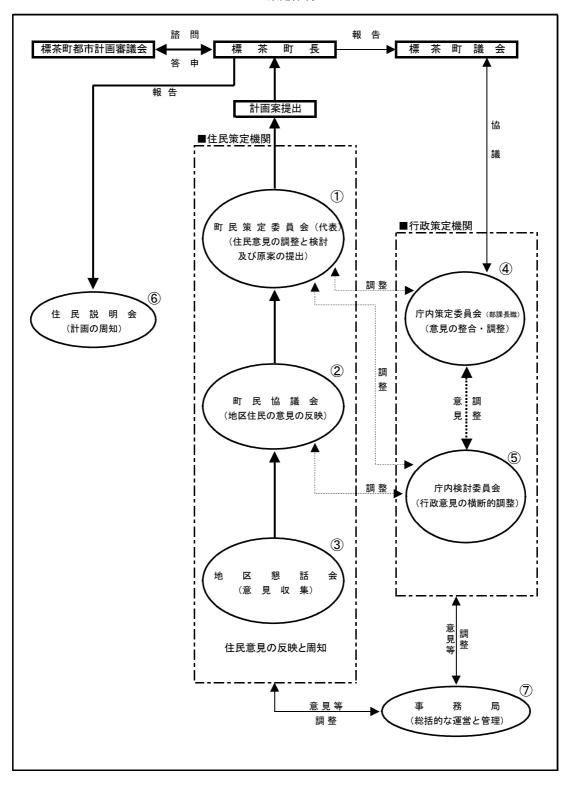
# 2-2. 計画の策定体制と策定手順

## (1) 策定体制

本計画は、計画策定における企画・立案の段階からの町民参加による町民意見の反映と 行政内部における横断的意見調整を図る目的から、次図に示す策定体制によって策定され ています。

■策定体制



# ■マスタープラン策定に係わる委員会の設置及び組織・運営について

### ①町民策定委員会

計画内容の検討及び住民の意見・価値観の反映等最終的な調整を図る機関として、町長からの委嘱により福祉団体、商工・観光関係、農林業等の各民間団体からの代表者、地域からの代表者によって構成する。

# ②町民協議会

地区住民の意見の検討・価値観の反映と調整を図るため、福祉団体、商工・観光関係、 農林業等の各民間団体、地域住民から構成する。

#### ③地区懇話会

地区住民の意見を収集・反映をするために地区単位で開催する。

### 4) 庁内策定委員会

庁内の各関係部局の課長職以上で助役を座長に構成され、基本的な策定方向や庁内検討 委員会及び町民策定委員会で検討された内容について精査し、その結果を各々の策定委員 会に提案・意見する。

#### ⑤ 庁内検討委員会

庁内の各関係部局の係長職によって構成され、庁内の横断的意見の調整を図るとともに、 町民策定委員会における意見や提案について調整する。

#### ⑥住民説明会

町民・地区住民を対象に計画内容を広く知らしめる活動として位置付け、幅広い意見の 収集と計画の周知を図る。

計画策定の進捗状況の周知については、広報等に掲載することや町のホームページを利用して公開するものとします。

### ⑦事 務 局

策定体制全体における策定作業の進捗管理、連絡・調整、情報提供など、計画策定に係わる総括的な事務全体を担う。